

平成26年9月18日

枕崎ヘリポート供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、枕崎ヘリポート供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第1条 枕崎ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の運用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 ヘリポート機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（ヘリポートの概要）

第2条 ヘリポートの設備の概要は、次に定めるところによる。

(1) ヘリポートの種類 (公共用)陸上ヘリポート

(2) 標点の位置

北緯31度16分6秒 東経130度21分28秒 (標高54.5メートル)

(3) ヘリポートの面積

ア 制限区域(基本施設等) 約 14,100m²

イ 告示区域(制限区域・ターミナルビル・駐車場を含む) 15,444m²

ウ ヘリポート用地(告示区域・格納庫・給油施設・取付道路等) 約 24,600m²

(4) 着陸帯・滑走路の長さ及び幅

ア 着陸帯の長さ 25メートル

〃 幅 20メートル

イ 滑走路の長さ 25メートル

〃 幅 20メートル

(5) 滑走路の方位及び舗装の種類

ア 滑走路の方位 北175度44分7秒東

イ 〃 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

(6) 最大離陸重量 9トン以下

(7) エプロンのバース数及び舗装の種類

ア エプロンのバース数 3バース

イ 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装
セメントコンクリート舗装

(ヘリポートが提供するサービスに関する情報)

第3条 次に掲げる枕崎ヘリポートが提供するサービスに関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(1) ヘリポート管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の枕崎ヘリポートに関する情報

(2) 前号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時にヘリポートが提供するサービスその他の枕崎ヘリポートが提供するサービスに関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第4条 ヘリポートが提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例(平成26年枕崎市条例第11号)、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則(平成26年枕崎市規則第22号)及び枕崎ヘリポート運用規程(平成26年枕崎市告示第59号)の定めるところによる。

(1) 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。)その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。

(2) 市長の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。

附 則

この枕崎ヘリポート供用規程は、平成26年9月18日から施行する。

附 則 (令和2年11月1日)

この枕崎ヘリポート供用規程は、令和2年11月1日から施行する。